

## 第2 個人情報保護制度の運用状況



第2 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿の件数

2 保有個人情報の開示等請求の状況

(1) 開示等請求の件数

(2) 開示等請求の決定の内訳

3 審査請求等の状況

(1) 審査請求等の処理内訳

(2) 審査会答申の内訳

(3) 審査請求の内訳等

(4) 審査会の開催状況

(5) 審査会委員

4 苦情の申出の状況

## 第2 高槻市個人情報保護制度の運用状況

### 1 個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿は、保有個人情報を含む情報の一定の集合体であり、個人情報の保護に関する法律において作成及び公表が義務付けられている帳簿である。令和7年度末現在の件数は、次のとおりである。

個人情報ファイル簿の件数 (単位：件)

区 分	個人情報ファイル簿
市長	202
教育委員会	33
選挙管理委員会	2
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	1
固定資産評価審査委員会	0
企業管理者	23
消防長	9
財産区	0
合 計	270

### 2 保有個人情報の開示等請求の状況

令和7年度における保有個人情報の開示等の件数は、次表のとおりである。

#### (1) 開示等請求の件数

(単位：件)

機 関	請 求 件 数	請 求 区 分		
		開 示	訂 正	利 用 停 止
市長	85	85	0	0
教育委員会	9	9	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	4	4	0	0
企業管理者	1	1	0	0
消防長	1	1	0	0
財産区	0	0	0	0
合計	100	100	0	0

(2) 開示等請求の決定の内訳

(単位：件)

決定の区分	合 計	請 求 区 分		
		開示	訂正	利用停止
全部開示等	31	31	0	0
部分開示等	47	47	0	0
不開示等	0	0	0	0
文書不存在	30	30	0	0
却下	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
存否応答拒否	1	1	0	0

※ 開示請求件数と決定件数が異なるのは、1件の請求に対し2件以上の決定をしたものがあるためである。

3 審査請求等の状況

審査会は、個人情報保護制度に関する事項として、保有個人情報開示請求等における非開示等の決定に対する審査請求について審査するほか、特定個人情報保護評価書の第三者点検及び個人情報保護制度の重要事項について調査審議している。なお、令和4年度以前は、高槻市個人情報保護運営審議会及び高槻市個人情報保護審査会において審査等を行っていた。

令和7年度における個人情報保護制度に関する審査請求の件数、審査会への諮問等は、次のとおりである。

(1) 審査請求等の処理内訳

(単位：件)

区 分		令和7年度	令和6年度
諮 問	開 示	1	2
	訂 正	0	0
	利用停止	0	0
	その他	1	1
	合 計	2	3
答 申	開 示	1	1
	訂 正	0	0
	利用停止	0	0
	その他	1	1
	合 計	2	2

※令和7年度に諮問された1件については、当該年度中に取下げとなった。

(2) 審査会答申の内訳

令和7年度は審査請求に係る諮問に対し、下表のとおり1件の答申が出された。

(単位：件)

区分		件数	
処理 内訳	却下	0	
	棄却	1	
	認容	全部	0
		一部	0

(3) 審査請求の内容等

番号	審査請求			処理状況	
	年月日	内容	実施機関 (処分庁)	審査会	実施機関 (審査庁)
1	R6.12.16	請求者が下水河川企画課に行った問い合わせの回答に関する保有個人情報開示請求の全部開示決定に対する審査請求	市長	R7.1.9 諮問 R8.1.22 答申 (棄却)	審議中
2	R7.7.2	請求者について、令和7年度以降に教育委員会に寄せられた要望等及びその対応に関する保有個人情報開示請求の存否応答拒否決定に対する審査請求	教育長	R7.7.24 諮問 R8.2.25 取下げ	

(4) 審査会の開催状況

開催状況			備考
回数	年月日	内容	
第1回	R7.5.9	審議なし	
第2回	R7.7.1	・「自宅排水設備に係る保有個人情報全部開示事案」に係る実施機関からの意見聴取	
第3回	R7.8.7	・「自宅排水設備に係る保有個人情報全部開示事案」に係る審査請求人の意見陳述 ・保有個人情報存否応答拒否決定の報告	
第4回	R7.9.12	・「自宅排水設備に係る保有個人情報全部開示事案」に係る報告	
第5回	R7.10.17	・「特定個人情報保護評価書（全項目評価）」に係る第三者点検について[担当課：総務部市民税課]に係る実施機関からの意見聴取並びに審議	審議結果：承認

第 6 回	R7.11.18	・「特定個人情報保護評価書（全項目評価）に係る第三者点検について [担当課：総務部市民税課]」に係る答申書の確認	
第 7 回	R7.12.19	・「自宅排水設備に係る保有個人情報全部開示事案」に係る答申案の検討	
第 8 回	R8.1.22	・「自宅排水設備に係る保有個人情報全部開示事案」に係る答申案の検討	
第 9 回	R8.2.6	審議なし	
第 10 回	R8.2.27	審議なし	
第 11 回	R8.3.9	・「自己に対する要望等についての保有個人情報存否応答拒否決定事案」に係る報告	

(5) 審査会委員

審査会委員については、第 1 「高槻市情報公開制度の運用状況」に記載のとおりである。

4 苦情の申出の状況

市長は、個人情報の保護に関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めている。

令和 7 年度は、個人情報の保護に関する苦情の申出はなかった。